

平成24年度 統計法施行状況報告

＜基本計画関連事項編＞

平成25年5月17日

総務省

政策統括官
(統計基準担当)

はじめに

「統計法施行状況報告」は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 55 条第 2 項に基づき、毎年度、同法の施行の状況に関する各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

平成 24 年度統計法施行状況報告＜基本計画関連事項編＞は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）に関連する事項について取りまとめたものであり、「本編」、「別編」、「資料編」の 3 編構成となっている。

なお、公的統計の整備に関する基本的な計画に関連する事項とそれ以外の事項を合わせた平成 24 年度統計法施行状況報告については、別途取りまとめた上で、公表する予定である。

目 次

(本編)

○ 基本計画	
1 推進体制	4
2 取組状況	4
(1) 進捗状況	4
(2) 平成 24 年度の主な取組実績	5

(別編)

【基本計画 事項別推進状況】

「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講すべき施策」関係	8
「第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係	38
「第 4 基本計画の推進・評価等」関係	74

別紙「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講すべき施策」 76

(資料編)

資料 1 統計法の概要	88
資料 2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	90
資料 3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	93
資料 4 統計委員会における審議結果への対応状況（国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化）	95
資料 5 統計委員会における審議結果への対応状況（ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用）	96
資料 6 統計委員会における審議結果への対応状況（グローバル化の進展に対応した統計の整備（貿易統計関係））	98
資料 7 統計委員会における審議結果への対応状況（ワーカーライフバランスの状況を把握するための関連統計整備）	99
資料 8 統計委員会における審議結果への対応状況（非正規雇用の実態を的確に把握するための関連統計整備）	101
資料 9 統計委員会における審議結果への対応状況（オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供）	102
資料 10 統計委員会における審議結果への対応状況（統計職員等の人材の育成・確保）各府省一覧表	105
資料 11 東日本大震災に伴う基幹統計調査における特別の措置の実施状況（類型別）	106
資料 12 東日本大震災の被災状況の把握・復興に向けた統計情報の提供実績	112

【本 編】

<基本計画>

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第4条においては、「政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、公的統計の整備に関する基本的な計画を定めなければならない。」と規定されている。

平成21年3月に閣議決定された公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性を示した「本文」と、平成21年度からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」（計196事項）で構成されている。

1 推進体制

政府では、基本計画に基づく各施策の具体的推進を図るため、「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、各府省における取組状況についての情報共有や政府一体となった取組を進めるとともに、基本計画の「別表」に掲げられたそれぞれの事項に応じた推進体制により、取組の推進を図っている。

具体的には、「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について」（平成21年4月23日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に基づき、全府省横断的事項については、総務省政策統括官（統計基準担当）を事務局として各府省で構成する検討会議やワーキンググループを設置して、具体的な対応方策の検討、情報共有等を行っている。また、関係府省連携事項や各府省個別事項については、関係府省又は各府省において、関係府省又は府省内における研究会、検討会等を開催し、有識者の知見や地方公共団体の意見等も活用しつつ、それぞれ取組が進められている。

2 取組状況

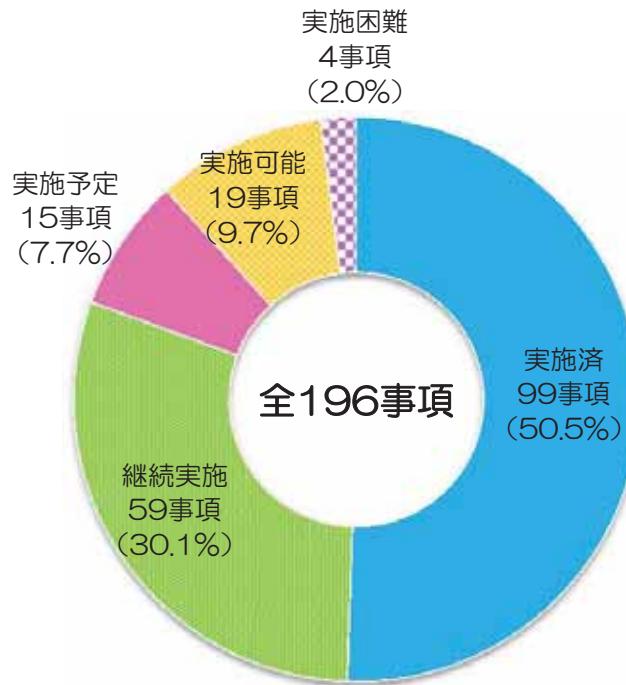
(1) 進捗状況

基本計画の「別表」に掲げられた196事項について、各府省からの報告等を基に平成24年度の進捗状況を整理すると、各府省が平成24年度末までに実施済みとした事項（実施済）は、99事項（196事項の50.5%）、毎年度継続的な取組が必要とした事項（継続実施）は、59事項（同30.1%）となっており、実施済と継続実施を合わせると158事項（同80.6%）となっている。

また、平成24年度末までには実施に至らなかつたものの平成25年度末までに実施予定の事項（実施予定）は、15事項（同7.7%）となっており、現行の基本計画の終了時点では、173事項（同88.3%）の進捗が見込まれる。

一方、平成25年度末までの実施は困難であるものの次期の基本計画期間内の実施が見込まれる事項（実施可能）は、19事項（同9.7%）、これまでの検討の結果、基本計画に沿った形での実施が困難な事項（実施困難）は、4事項（同2.0%）となっている。

図 基本計画の「別表」196事項の進捗状況（平成24年度）



- (注) 1 進捗状況は、各府省の自己評価結果による。
 2 同一の事項において進捗状況が異なる場合は、進捗度合いの高い事項に一括して計上。

(2) 平成24年度の主な取組実績

基本計画に掲げられた196事項のうち、平成24年度における各府省の主な取組実績については、以下のとおりである。

表

平成24年度における各府省の主な取組実績

基本計画の概要	主な取組実績
【統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備】 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置づけられる「社会保障給付費」を新たに基幹統計として指定して整備 ◇ 重要性が低下している「埋蔵鉱量統計」を基幹統計から除外 ◇ 企業の不動産ストックを把握する基幹統計の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 平成24年7月に「社会保障費用統計」として基幹統計に指定（同年11月に22年度分を公表） ⇒ 平成25年3月に基幹統計であった「埋蔵鉱量統計」の指定を解除（埋蔵鉱量統計調査も廃止） ⇒ 平成25年2月に基幹統計である「法人土地基本統計」の充実のため、「法人土地・建物基本統計」に変更

基本計画の概要	主な取組実績
<p>【統計相互の整合性の確保・向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇ ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の充実・拡張 	<p>⇒ 平成24年12月に、経済産業省から提供を受けた「経済センサス活動調査」の数値を活用して平成23年度国民経済計算確報を公表 <内閣府></p> <p>⇒ 平成25年1月から事業所母集団データベースシステムの運用を開始 <総務省></p>
<p>【経済・社会の変化に応じた統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 企業のサービス活動に関する統計の整備 ◇ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 ◇ グローバル化の進展に対応した統計の整備 	<p>⇒ 平成25年純粋持株会社実態調査の実施に向け調査計画を作成 <経済産業省></p> <p>⇒ 平成24年9月に雇用創出・消失指標を作成 <厚生労働省></p> <p>⇒ 平成25年1月分から出入国管理統計の集計事項を拡充 <法務省></p>
<p>【統計に対する国民の理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充 	<p>⇒ 高等学校学習指導要領の改訂に併せて、高校生向け学習サイト「なるほど統計学園高等部」を作成<総務省></p>
<p>【統計データの有効活用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供の段階的な拡大 	<p>⇒ 平成24年度から木材統計調査に係るオーダーメード集計を新たに実施 <農林水産省></p> <p>⇒ 平成25年2月の統計委員会答申を踏まえ、国勢調査に係る匿名データの作成に着手 <総務省></p>

なお、平成24年度における事項別の取組状況については、別編「基本計画 事項別推進状況」を参照。